

下級裁判所における裁判官の質と経験不足、被告の陳述を審議する訴訟手続きの不備は、連邦共和国と国際機関の監視団員ばかりでなく、ナイジェリアの人口の五〇パーセントを占めているイスラム教徒からも非難を浴びている。

イスラム法への復帰は、一般大衆の根強い支持を得ているとはいえ、そうした一般大衆が、法によって保証されている権利と義務、また、訴訟手続きに疑義を唱える機会について無知な状態を脱していない現状は、久しい以前から議論の的となつているのだが、こうした状態が続くかぎり、ナイジェリアの政治的、法的制度のあり方を検証するこの種の議論が尽きることはあるまい。

の「方程式」によって「解明」することだろう。その最初の犠牲者は女たちであるに違いない。

女たちの権利

今日、イスラム法として多くの人がとに広く知られている法的な規定を体系化したのは主として男たちだった。こうした法学者たちは、たとえその意図が善意にもとづいたものであり、また、自分たちの見解が後世において石打ちの刑によって葬り去られてしまうことを望んでいなかったことは論を俟たないとしても、その時代による強い制約を受けていた。預言者と個人的な面識があったはずもなく、その時代の文化的、知的、道徳的な風潮に直接的に左右されていたのだが、そうした風潮のなかにはイスラムの精神とはまったく相容れないものも少なくなかった。そんなわけで、法学者たちは、女たちの精神的、道徳的、知的な自主性をあますところなく認めているコーランの倫理規定から逸脱し、女は男に従

属し、寡黙であり、人前に顔を晒すべきではないといった凝り固まった固定観念に到達してしまつただ。

コーランによって七世紀のアラブ社会にもたらされた画期的な改革は、このようにしてまつた息の根を止められてしまった。コーランの規定に従えば、女たちは、法廷で証言する権利と義務、遺産相続権、土地所有権、離婚する権利をもっている。これは、誰の目にも明らか事実である。コーランは、また、幼い女の子や女たちへの暴力を禁じ、婚姻や共同体の用務についても強制を禁じている。イスラム文明の初期の段階における訴訟の判例の記録は、これらの戒律が守られていたことを明らかにしている。イスラム社会においては、婚姻は、法によって定められた契約である。イスラムの歴史は、婚姻について、女たちが性的な満足を含めた様々な条件を指定することができ、夫がそれらの条件を満たさなかつた場合、その種の契約違反が、法廷において離婚や補償の根拠として認められていたことを明らかにしている。イスラムが定めている財産権と相続権は女たちを裕福にし、その自立の度合いを高めた。妻は、その財産を夫と共有するよう義務づけられてはいなかったからである。

時代が現代に移ってからも、助成組織や投資組織が新たに創設され、こうした組織は、産油国の女たちから基金を募ってイスラム世界のそのほかの地域における各種の開発プロジェクトを支援してきた。女たちは、個人として、また、社会の一員として、すべての宗教的な義務を果たさなければならず、社会的、道徳的、刑事的な犯罪には罰則が科されていることについても男女の違いはない。善行を積み、悪行を自らに禁じる努力を可能なかぎり尽くすことによってアッラーの身許に召されて天国に入ること